

宝達志水町

令和 8 年 8 月 27 日から
の大雨に伴う災害
生活再建支援ガイド

令和 8 年 9 月 28 日現在

総務課兼復興推進室
[電話]0767-29-8210

目次

1	災害関係の証明書	問い合わせ先	ページ
101	罹災証明書、被災証明書、罹災届出書の発行	税務住民課	3
2	支援金・弔慰金	問い合わせ先	ページ
201	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	健康福祉課	4
202	災害援護資金の貸付け	健康福祉課	5
203	災害見舞金の支給（住宅）	健康福祉課	7
204	災害見舞金の支給（車両）	健康福祉課	8
3	住まい・ごみ		ページ
301	被災住宅の応急修理	総務課兼復興推進室	9
302	災害サポート・レンタカーの貸出し	総務課兼復興推進室	10
303	町営住宅等の一時使用の申込	地域整備課	11
304	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の申込	地域整備課	12
305	県営住宅の一時使用の申込	地域整備課	14
306	がけ地の災害防止及び応急防災工事	地域整備課	15
307	危険老朽空家等解体支援補助金	地域整備課	16
308	災害復興住宅融資	（独）住宅金融支援機構	17
309	上下水道料金の減免	地域整備課	18
310	マイホーム取得奨励金	企画情報課	19
311	浸水した家屋の消毒	健康づくり推進室	20
312	災害ゴミの処理手数料免除	環境安全課	21
313	町指定ゴミ袋の配布	環境安全課	22
314	大型扇風機の貸し出し	環境安全課	23
4	教育・医療・福祉・税など		ページ
401	国民年金保険料の免除	税務住民課 七尾年金事務所	24
402	学用品の給与	学校教育課	25
403	児童福祉手当の特例措置	子育て応援室	26
404	放課後児童クラブの利用料の免除	子育て応援室	27
405	NHK放送受信料の免除	NHK	28
5	事業者支援		ページ
501	農林漁業を営む者に対する相談窓口	羽咋農林事務所 地域農業振興課 石川県漁業協同組合本所	29

6 各種相談

ページ

601	被災に関する困りごと各種相談	総務課兼復興推進室	30
602	生活支援窓口案内ガイドブック	石川行政評価事務所	31
603	被災者支援相談	石川県司法書士会	32
604	消費生活相談	石川県消費生活支援センター	33
605	健康相談・こころの相談	健康づくり推進室	34
606	被災者支援無料電話相談	金沢弁護士会	35

7 その他

ページ

701	証明書等手数料の免除	税務住民課	36
-----	------------	-------	----

101 罹災証明書、被災証明書、罹災届出書の発行

税務住民課 税務係 0767-29-8150

災害により被災された方からの申請に基づき、被災した家屋等の被害状況の調査を行い、「被害の程度」等について証明書を交付します。
各種生活再建制度の利用や保険金等の請求に罹災証明書等の原本又は写しが必要となります。

○罹災証明書

- ・対象 住家（災害発生時において、現実に居住のために使っている建物）
- ・証明事項 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
- ・現地調査 写真等により床下浸水であることが明確で、一部損壊の判定に疑義がない場合には、現地調査を省略します。

○被災証明書

- ・対象 非住家の家屋（納屋、倉庫等）

○罹災届出書

- ・対象 カーポート、フェンス、車両、家財など
- ・証明事項 被害の程度ではなく、被害の届出があったことを証明するものです。
- ・現地調査 実施しません。

●被災状況の写真撮影・保存をお願いします

罹災証明書の交付には、職員による住家の被害認定調査（現地調査）が必要となります。

調査前に建物の除去や被害箇所の特定制ができなくなるような修理、片付け等を行ってしまうと調査が困難となります。あらかじめ被災状況を写真に撮影し保存していただきますようお願いいたします。

【申請期限】

- ・当面の間（発災から時間が経過すると判定が困難になるため、早期の申請をお願いします。）

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ・被害の状況が確認できる写真等
- ・代理人が申請する場合は、委任状が必要

【その他】

- ・申請受理後、被害状況確認のため職員が家屋調査を実施した後、交付します。

【家屋被害認定再調査】

- ・判定に不満がある場合には、再調査を申し出てください。

健康福祉課 福祉係

0767-28-5506

①災害弔慰金

災害により亡くなられたの方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母	
	イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。)	
支給額	ア. 生計維持者が死亡した場合	500 万円
	イ. その他の者が死亡した場合	250 万円

②災害障害見舞金

災害により負傷、疾病で精神又は身体に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢 ひじ関節以上切断等）が生じた方に対して、災害障害見舞金を支給します。

支給額	ア. 生計維持者	250 万円
	イ. その他の者	125 万円

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により世帯主が負傷した世帯や住居・家財に著しい損害を受けた世帯に対し、生活立て直しのための資金の貸付けを行います。

【対象世帯】以下の①から③のいずれにも該当する世帯の世帯主が対象です。

①被災日(令和8年8月27日)現在で、町内に居住の世帯

②次の損害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯

(1)住居が全壊・大規模半壊半壊・中規模半壊・半壊の場合

(2)住居の全体が滅失した場合

(3)家財のおおむね3分の1以上が損害を受けた場合

(4)家財及び住居に被害はないが、世帯主が療養期間がおおむね1か月以上の負傷をした場合

③世帯全員の住民税における令和7年分の課税所得の合算額が次の表に記載されている額の世帯

世帯人数	総所得額 ※住民税における総所得額をいいます。
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円未満とします。

【貸付限度額】

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
家財及び住居に損害がない	—	150万円
家財の3分の1以上が損害を受けた	150万円	250万円
住居が半壊した	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居が全壊した	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失・流失した	350万円	350万円

・()の金額は、被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別な事情があるときの限度額です。

・住居については、自己所有であることが原則です。

[次ページに続きます]

【貸付条件】

利率	年 3%（据置期間中は無利子）
償還期間	10 年（据置期間を含む）
据置期間	3 年（特別な事情がある場合は 5 年） 特別な事情がある場合とは、世帯主が死亡した場合や住居が全壊した場合等です。
償還方法	年賦、半年賦又は月賦 元利均等償還（繰上償還可）

【連帯保証人の要件】

1. 能力者（未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人以外）であること。
2. 弁済の資力を有すること。
3. 原則として、借入申込者と同一町内に居住していること。
4. 借入申込者と同一の世帯に属する者ではないこと。
5. 災害援護資金の借入申込者となっていないこと。
6. すでに災害援護資金の貸付に関し、連帯保証人となっていないこと。

【申込みについて】

1. 借入申込者：被害を受けた世帯の世帯主
2. 申込時に必要な書類

借入申込者	(1) 災害援護資金借入申込書 (2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等） (3) 罹災証明書 (4) 住民票（世帯全員の記載があるもの） (5) 世帯全員の令和 5 年度所得証明書（令和 4 年分所得証明書） (6) 資金使途の分かる書類の写し（修繕・購入に伴う契約書、見積書、領収書等の写し） (7) 被害の状況が分かる写真等の資料 (8) 医師の診断書（療養見込期間と療養概算額が記載されているもの）※世帯主の 1 か月以上の負傷を理由とする場合
連帯保証人	(1) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等） (2) 保証人の住民票 (3) 保証能力を証明できる書類（所得証明書、源泉徴収票、預金通帳写し等）

4. 申込期限：令和 8 年 11 月 30 日（予定）

【審査について】

- ・ 受付後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容及び添付書類を精査し、貸付の可否を決定します。損害の状況や資金の使途等によっては希望額どおりとならないことがあります。また、審査の状況によっては、あらためて書類の提出等をお願いする場合があります。
- ・ 貸付決定後については、借入申込者にあらためてお知らせします。

203 災害見舞金の支給（住宅）

健康福祉課 福祉係 0767-28-5506

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
○	○	○	○	○	○

8月27日からの大雨により住家に被害を受けた世帯に対し、宝達志水町豪雨災害見舞金を支給します。

【対象となる世帯】

令和8年8月27日からの大雨に伴い、住宅が被災し、罹災証明書の交付を受けた世帯

【申請期限】

令和9年3月31日まで

【見舞金の支給額】

罹災区分	見舞金	見舞金（1人世帯）
全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊	200,000円	150,000円
準半壊	100,000円	75,000円
一部損壊	20,000円	15,000円

※ 世帯人数が1人の場合は、3/4の支給額になります。

【必要書類】

- ・申請書
- ・罹災証明書
- ・通帳やキャッシュカードなどの写し

※ 金融機関・支店・口座番号（カナ氏名）及び口座番号が確認できるもの

●注意

- ・原則、世帯主が申請者（見舞金受取者）となります。
- ※ 世帯主以外の方が申請される場合は、委任状が必要です。
- ・被災した世帯の全員が死亡した場合は、見舞金の支給は対象外となります。

【電子申請について】

LoGo フォームにて電子申請が可能です。

※ 世帯主以外の方による代理申請の場合は、受付ができません。

申請フォーム <https://logoform.jp/form/imEH/1777545>



【受付場所・時間】

- ・健康福祉課（宝達志水町民センターアステラス1階） 平日 午前9時から午後5時まで
- ・復興推進室（総務課 宝達志水町役場2階） 平日 午前9時から午後5時まで

204 災害見舞金の支給（車両）

健康福祉課 福祉係 0767-28-5506

8月27日からの大雨により自家用車に被害を受けた方に対し、宝達志水町自動車見舞金を支給します。

【対象となる自動車】

普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車（いずれも四輪）で、大雨による被害で使用不能となった自家用車

※ 二輪車、三輪車、原動機付自転車は対象外

【対象となる方】

- ・支給対象自動車の使用者
注）廃車証明書、車検証に記載の使用者
- ・令和8年8月27日時点で宝達志水町に住民登録のある方

【支給額】

支給対象自動車1台につき、15,000円

【申請期限】

令和9年3月31日まで

【必要書類】

- ・申請書
- ・廃車証明書の写し
普通自動車：登録識別情報等通知書または登録事項等証明書
軽自動車：自動車検査証返納証明書または検査記録事項等証明書
※ 使用者名義・ナンバーが変更されている方については、変更したことの分かる書類があればコピーをもらう。無ければ、車を回収したディーラー等に確認を行う旨を伝える。

《廃車証明書の提出が困難な場合》

- ①自動車検査証または自動車検査証記録事項の写し
- ②水没等により廃車したことが分かる書類（ディーラー等の廃車証明願）

※ 自動車登録番号または車台番号が記載されているもの

- ・通帳やキャッシュカードなどの写し
※ 金融機関・支店・口座番号（カナ氏名）及び口座番号が確認できるもの

●注意

- ・原則、廃車証明書等に記載の使用者が申請者となります。自動車検査証記録事項の使用者と申請者（実際の使用者）が異なる場合、同意書が必要です。

【電子申請について】

LoGo フォームにて電子申請が可能です。

申請フォーム <https://logoform.jp/form/imEH/1799921>



【受付場所・時間】

- ・健康福祉課（宝達志水町民センターアステラス1階） 平日 午前9時から午後5時まで
- ・復興推進室（総務課 宝達志水町役場2階） 平日 午前9時から午後5時まで

301 被災住宅の応急修理

総務課兼復興推進室 0767-29-8210

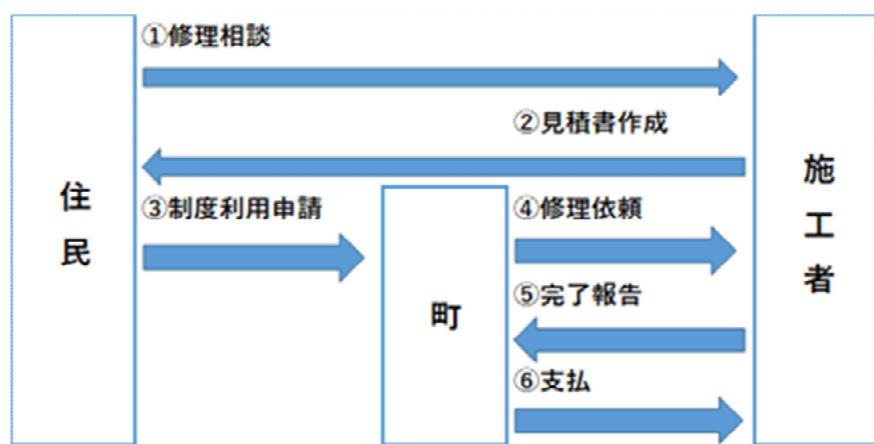
全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
○	○	○	○	○	-

【概要】

「応急修理制度」は、大雨により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込に基づき、町が施工業者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、町に申し込んでください。選定された施工者に対し町が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★大雨被害に対する応急修理の注意事項

- ・大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
※大雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。
- ・写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・土砂等の撤去・処分費、消毒費は、応急修理の費用に含めることはできません。

【対象世帯、建物】

対象世帯：大雨による被害を受けた住宅が罹災証明書で「半壊」以上または「準半壊」の被害を受けた世帯

対象建物：令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた住宅

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

【費用の限度額】

1世帯あたり 半壊以上：757,000 円以内
準半壊：367,000 円以内

【必要書類】

応急修理申込書、罹災証明書（準半壊以上）、被害が判断できる写真、業者の見積書

【完了期限】

令和8年11月26日（状況に応じ延長の場合あり）

【問い合わせ先】

宝達志水町総務課兼復興推進室 TEL 0767-29-8210
（午前9時から午後4時30分まで）

総務課兼復興推進室

0767-29-8210

令和8年8月27日の豪雨により自動車が被災された方を対象に、一般社団法人日本カーシェアリング協会が車両を無料で貸し出します。

【対象となる方】

- ・ 水害により車が動かなくなった方
- ・ 片付けなどで軽トラックが必要な方

【実施期間】

12月25日（金）まで

【事前申込・予約方法（1・2のいずれか）】

1 電話での申込み

申 込 先：一般社団法人日本カーシェアリング協会

電話番号：050-5799-4740

受付時間：10:00～16:00（定休日：水・日・祝）

2 WEB での申込み（24 時間申込みが可能）

下記の URL もしくは QR コードからお申込みください。

<https://www.japan-csa.org/blog/202608disaster4>



303 町営住宅等の一時使用の申込

地域整備課

0767-29-8160

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
○	○	○	○	○	○

町営住宅等への一時使用の申込みについて、空き住宅が出た場合、募集を行います。

【対象となる方】

大雨災害により住宅が被害を受け、居住できなくなった方

【制度の内容】

- ・使用の期間：入居日から3か月以内
- ・免除となるもの：家賃、敷金、保証人の設定
- ・入居者の負担：上下水道・電気・ガス・駐車場、共益費等

【必要書類等】

- ①申請書（宝達志水町町営住宅等一時使用許可申請書）
- ②罹災証明書
- ③誓約書
- ④入居者全員分の住民票の写し
- ⑤被害状況が分かる住宅の写真

【受付期間】

提供戸数は空きが出た時点で、随時お知らせします。

【その他】

- ・家電製品や生活品等は、入居者が用意してください。
- ・室内でペットを飼うことはできません。

地域整備課	0767-29-8160	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
		○	○	○	○	-	-

災害救助法に基づき、自宅で居住できなくなった方が、一時的な住まいのために、民間の賃貸住宅を賃貸型応急住宅として利用することができます。

○対象者

大雨災害時に宝達志水町に居住する方であって、次の（１）及び（２）の要件を満たす方。

（１）自らの資力をもってしては、居住できる住宅がなく、住宅の確保が困難な方。

（２）次の①から⑤のいずれかに該当する方。

①住宅が全壊、全焼または流失し、居住する住宅がない方。

②半壊（「中規模半壊」「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みにより住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方。

③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと認められる方。

④令和６年能登半島地震において入居した賃貸型応急住宅が被害を受け、（２）①、②または③のいずれかの要件を満たす方で、賃貸型応急住宅への住み替えを希望する方。

⑤災害救助法の応急修理制度を利用し、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる方。

（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合に限る。）

※（１）及び（２）に該当する場合であっても、審査結果により制度を利用できないことがあります。

○経費

（１）町が負担する経費

・家賃、共益費（管理費）、礼金（家賃１か月分以内）、退去修繕負担金（家賃２か月分以内）、仲介手数料（家賃０.５５か月分以内）、入居時鍵交換費

※損害（火災）保険料は、石川県が包括的に加入するため、石川県が負担します。

（２）入居者が負担する経費

・光熱水費、駐車場料金など

※このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。

○利用可能期間

入居日から２年以内

※恒久的な住まいの確保後は速やかに退去する必要があります。

※応急修理制度を併用する場合は、応急修理を申し込んだ日から６か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

[次ページに続きます]

○物件の条件

不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること。

※原則、耐震性が確保されている住居に限ります。

[家賃]：入居希望物件の所在地により下記の通り区分します。

【石川県内（金沢市・野々市市を除く）】

【石川県内（金沢市・野々市市）】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| ・1人の世帯 | 月額6万円以下 | ・1人の世帯 | 月額6万円以下 |
| ・2人の世帯 | 月額6.5万円以下 | ・2人の世帯 | 月額8万円以下 |
| ・3人～4人の世帯 | 月額8万円以下 | ・3人～4人の世帯 | 月額10.5万円以下 |
| ・5人以上の世帯 | 月額9万円以下 | ・5人以上の世帯 | 月額11.5万円以下 |

※超過分を自己負担で入居することはできません。

※未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人（小数点以下切り上げ）として換算します。

○物件の選定と申込

不動産団体相談窓口にお問い合わせいただき、物件を選定してください。

希望する賃貸物件を選定したら、必要書類を準備のうえ、町に提出してください。

[不動産団体相談窓口]

- ・公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会 連絡先：076-291-2255
- ・公益社団法人 全日本不動産協会石川県本部 連絡先：076-280-6223

○必要書類等

- ①「石川県賃貸型応急住宅入居申込書」（様式第1号）
- ②「入居希望物件概要書」（様式第1号の2）
- ③「同意書」（様式第3号）
- ④「誓約書」（様式第4号）
- ⑤「住民票（謄本）」
- ⑥「罹災証明書（コピー可）」
- ⑦その他、状況に応じて提出が必要な書類

305 県営住宅の一時使用の申込

地域整備課

0767-29-8160

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
○	○	○	○	○	○

県営住宅への一時使用の申込みについて、県営住宅管理センターへ直接申込してください。

【対象となる方】

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴い、現在の住宅に住むことが困難となった方

【制度の内容】

- ・使用の期間：入居日から 6 か月以内（最長 1 年以内）
- ・免除となるもの：家賃、敷金、駐車場使用料
- ・入居者の負担：上下水道・電気・ガス・共益費等

【必要書類等】

①入居者全員分の住民票または罹災証明書（罹災証明書交付申請書の写しでも可）

※①の書類を持参のうえ、窓口にて申込書などを記入してください。

【受付戸数】

県営住宅の空き家 30 戸（所在地は金沢市、能美市、小松市）

【問合せ先】

県営住宅管理センター 平和町店

所在地：金沢市若草町 16 番 1 号

電話番号：076-241-5370

業務時間：午前 9 時から午後 5 時 45 分（土日対応可）

地域整備課

0767-29-8160

個人が所有する「がけ地等」による災害の未然防止、また、既に発生したがけ崩れの被害拡大を防止するために行う工事の経費を一部補助します。

【対象者】

がけ地の所有者または危険家屋の所有者で町税等を滞納していない方

【がけ地等とは】

- ・ がけ地：高さが 3m 以上かつ勾配が 30 度以上の人工的に形成されていない傾斜地
- ・ 危険区域：がけ地の下端からの水平距離が、がけ地の高さの 2 倍の範囲内の土地
- ・ 危険家屋：危険区域内に存する現に居住用に供する建築物
- ・ 防災工事：がけ崩れによる災害防止のためのがけ地の整備工事
- ・ 応急防災工事：現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去、その他応急的な措置の工事

【補助の交付対象要件】

- ・ 危険家屋を有するがけ地
- ・ がけ地が他の補助事業の対象外であること
- ・ 宅地の分譲等営業として行う事業でないこと
- ・ 過去に防災工事の補助を受けていないこと
- ・ 工事に要する費用が 100,000 円以上の工事であること

【補助額】

- ・ 防災工事： 補助率：1/2 限度額：1,000,000 円
- ・ 応急防災工事： 補助率：1/2 限度額： 300,000 円

【必要書類等】

- ①補助金交付申請書
- ②位置図、公図及び現況写真ならびに工事内容が確認できる図面等
- ③工事見積書または工事請負契約書の写し
- ④納税証明書など

地域整備課

0767-29-8160

町民の安全や周辺の生活環境の保全を図るため、危険な空き家の除却について補助金を交付します。

【補助対象の空家等】

- ・ 町が「特定空家等」と認定した空家で、そのまま放置すれば倒壊等の著しく保安上の危険となるおそれがあると判断したもの。
- ・ 空家等危険度判定表において、評点の合計が100点以上判定された建築物で、その周辺の生活環境を阻害していると認められるもの。

【交付対象となる方】

- 1 特定空家、老朽危険空家の所有者等又は所有者等の相続人
- 2 町税等を滞納していない方
- 3 暴力団員でない方

【補助の交付対象要件】

- ・ 特定空家・老朽危険空家等のすべてを除却するものであること
- ・ 町内に営業所又は事務所を有する事業者に請け負わせるものであること
(ただし、建設業法の規定に基づく解体工事業の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく登録を受けた解体工事業者であること)
- ・ 空家等の所有者等が複数存在する場合は、所有者等の全員が特定空家等の除却に同意していること

【補助額】

- ・ 除却に関する費用 補助率：1/2 限度額：1,000,000 円

【必要書類等】

- ①補助金交付申請書
- ②位置図及び現況写真
- ③登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書
- ④工事請負契約書の写し
- ⑤工事見積内訳書
- ⑥建設業法の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた者であることを証する書類
- ⑦納税証明書など

(独)住宅金融支援機構		全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
災害専用ダイヤル	0120-086-353	○	○	○	○	-	-

住宅金融支援機構では、機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含みます。）の返済、災害復興住宅融資等に関する被災された皆さまからのご相談を以下の窓口でお受けしますので、お知らせいたします。

309 上下水道料金の減免

地域整備課

0767-29-8160

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
○	○	○	○	○	○

大雨により被災された方に上下水道基本料金分を減免します。

【対象となる方】

宝達志水町が発行する罹災証明書の交付を受けた人（店舗・事業所を含む）

【減免の期間】

令和8年11月検針分（令和8年9月～同年10月使用分）

【手続き】

減免申請は不要です（町において自動で減免を適用いたします）

※対象となる方へは、順次「減免決定通知書」をお送りいたします。

310 マイホーム取得奨励金

企画情報課

0767-29-8230

全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
○	○	○	○	○	○

災害により住宅の被害を受けられた方の新たな住宅取得、再建の一助とするため、奨励金を支給します。

【対象となる方】

災害により被災された方で、以下に該当する方

- ・住宅登記の持ち分が2分の1以上であること
- ・地方税等に滞納が無いこと

【制度の内容】

- ・本町に定住することを目的とした新築・建売・中古住宅が対象
- ・下水道（農業集落排水施設を含む。）整備区域である場合、排水設備を下水道に接続すること
- ・奨励金の額

①基本額 150 万円

※令和7年4月1日以降の申請から住宅購入額が基本額と加算金額を合わせた総支給額に満たない場合は、住宅購入額が上限金となります。（1万円未満の端数は切り捨て）

②町内建築業者を活用した場合 50 万円を加算

※町内の建築業者を活用して住宅を新築・購入した場合（契約書等により確認）

③45 歳以下の町外からの転入者 1 人につき 20 万円を加算（加算限度額 100 万円）

※申請日現在、本町に転入し3年未満かつ2年以上町外の住民基本台帳に記載されていた方が対象

【必要書類等】

- ①申請書
- ②チェックリスト
- ③住宅工事請負契約書または売買契約書の写し
- ④建物登記の全部事項証明書（コピー可）
- ⑤住宅の位置図
- ⑥住宅の全景が分かるカラー写真（前後左右の各1枚）
- ⑦承諾書兼誓約書
- ⑧罹災証明書の写し

311 浸水した家屋の消毒（感染症対策）

健康づくり推進室

0767-23-4545

浸水した家屋の感染症予防の必要から、清掃用消毒薬を配布します。

○感染症予防のためには、清掃と乾燥が最も重要です。

- ・屋外（床下や庭）の消毒は原則不要です。
- ・一般家屋の消毒には消石灰の使用は推奨されていません。
- ・作業時はマスク、ゴム手袋、長靴、ゴーグル等を着用しましょう。

○災害で家屋が浸水すると、細菌が繁殖しやすい環境になり、感染症が発生する恐れがありますので適切な方法で清掃を行いましょう。

【配布対象】家屋等が床上浸水の被害を受け、「罹災証明書交付」を申請された方

【配布場所】税務住民課（罹災証明書申請時にお渡しします）

【配布する消毒薬】オスバン S 1本

（使用される時は、一緒に配布するチラシをよく読んでお使いください。）

※対象の方以外でご希望のある方は、健康づくり推進室までご連絡ください。

ただし数に限りがありますので、ご要望に添えないことがあります。

災害時の衛生対策と消毒方法について（石川県）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/saigai.html>

環境安全課

0767-29-8140

水害で被災された家屋等の早期復旧を支援するため、災害に伴い発生した廃棄物について、「クリンクルはくい」へ持ち込む際の手数料が免除されます。役場での事前手続きが必要ですから、直接クリンクルはくいへ行かず、必ず先に役場へお越しください。

【廃棄物（減免）持ち込み期間】 当面の間

※クリンクルはくいへの持ち込み方法等については、「保存版（令和4年度）家庭ごみの出し方・分け方・減らし方」をご覧ください。町ホームページにも掲載してあります。
(町ホームページの二次元コード→)



【持ち込み場所及び利用時間・休業日】

クリンクルはくい（羽咋市滝谷町ヌ 30 番地） 電話番号 0767-27-1153

月曜～金曜	8：30～12：30、13：00～16：30
土曜	8：30～12：00 ※【搬入時の注意事項】をご覧ください
休業日	土曜日の午後、日曜日、12月31日～1月3日

【対象となる廃棄物（持ち込めるもの）】

被災家屋等から出た 寝具、家具、小型家電製品（家電4品目は除く）、木くず等

※量、土砂・がれきについては、一度に大量の持ち込みは出来ません。

※2mを超える大きさの物については、持ち込みは出来ません。

【搬入の流れ】

ア. 災害廃棄物を積み込み（完了後）役場へ

→（役場に到着）※2階 環境安全課に来てください。

→廃棄物処理施設使用申請書を作成しますので、可燃、不燃等の割合の多いものを数点教えていただきます。（10分程お時間をいただきます。）

イ. 廃棄物処理施設使用申請書をお渡しします。

→廃棄物を職員が確認いたします。※「クリンクルはくい」への持ち込みの際は、その都度、役場にて廃棄物の写真を撮影させていただきます。

ウ. クリンクルはくい →受付（計量） →荷下ろし

【搬入時の注意事項】

※土曜日の「クリンクルはくい」への持ち込みについては、予約制といたしますので、役場環境安全課（電話 29-8140）までご連絡ください。（平日に事前予約要）

※分別の徹底：可燃物、不燃等に分別し搬入してください。

※水害とは無関係の持込みは、厳禁といたします。

※事業系のゴミは受け付けません。（農機具等も受け付けません。）

313 町指定ゴミ袋の配布

環境安全課

0767-29-8140

浸水被害を受けられたご家庭などに、町指定ゴミ袋を配布します。浸水被害・土砂流入に伴う家屋等の片づけにご利用ください。

【配布対象】

令和8年8月27日からの大雨により、家屋等（納屋等の非住家も含みます）が床下浸水・床上浸水等の被害を受け、「罹災証明書等交付」を申請された方。

【配布するもの】

被害の状況	配付するもの	数量
床下浸水	町指定ゴミ袋（大）（10枚入り）	3袋
床上浸水	町指定ゴミ袋（大）（10枚入り）	10袋
土砂流入による建物損傷	町指定ゴミ袋（大）（10枚入り）	10袋

【配布場所】

宝達志水町役場 1階 税務住民課

※罹災証明書等交付申請の受付時に、お渡しします。

314 大型扇風機の貸出し

環境安全課

0767-29-8140

床上・床下浸水の被災住宅に、大型扇風機等を貸し出しします。

※貸し出す扇風機等によっては組立・解体が必要な場合があります。

区長を通じて希望数を取りまとめ、調整した上で貸し出しします。

401 国民年金保険料の免除

税務住民課 住民係	0767-29-8120	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
七尾年金事務所	0767-53-6511	○	○	○	○	-	-

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で、災害等で大きな被害を受けたために保険料の納付が困難な方（住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象）

【申請に必要な書類】 ※事前にお電話でお問い合わせください。

- ・罹災証明書
- ・被災状況届など

402 学用品の支給

学校教育課	0767-29-8300	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
		○	○	○	○	—	—

【対象となる方】

町内小中学校に就学している児童生徒で、住家の床上浸水による喪失、若しくは損傷等により学用品が使用することができず、就学上支障のある方

【制度の内容】

災害により学用品（教科書、文房具、通学用品など）を喪失、き損した場合、国が定める基準により支給します。

【必要書類等】

罹災証明書の写し

子育て応援室 児童福祉係 0767-28-5526

児童扶養手当には所得制限がありますが、住宅、家財などの財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方には、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当について、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。

【対象となる方】

次に該当する方のうち、災害により、住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方。

- ・母または父のうち、本人の所得制限により一部支給または全部停止の方
- ・受給者である養育者、扶養義務者、所得税法上の控除対象配偶者

【必要書類等】

- ①罹災証明書の写し
- ②児童扶養手当被災状況書（子育て応援室に用紙があります）
- ③児童扶養手当証書

【適用期間】

令和9年10月分までの手当

【注意点】

- ・全部支給の方は対象外です。
- ・被災金額には保険等で補てんされた額は含みません。
- ・被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、後日返還が必要です。

子育て応援室 児童福祉係 0767-28-5526	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
	○	○	○	○	—	—

宝達志水町に住所を有し、令和8年8月27日からの大雨において住家が、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災状況となった世帯の方は、放課後児童クラブの利用料が免除となる場合があります。

「これに準ずる被災状況」については、子育て応援室にお問い合わせください。

※免除対象となられた方で、利用料が納付済みの方については、利用料への充当または還付を行います。

【対象要件】

保護者の罹災による場合

【申請方法】

子育て応援室（町民センターアステラス内）で申請して下さい。

【必要書類】

罹災証明書の写し

NHK ナビダイヤル	0570-077-077	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	床上 浸水	一部 損壊
		○	○	○	○	○	-

令和8年8月27日の豪雨により住家が被災された方を対象に、NHKの放送受信料を一部期間免除します。

【対象となる方】

準半壊以上（床上浸水）のり災証明を受けた建物のNHK放送受信契約者

【免除期間】

令和8年8月から令和8年9月まで（2か月間）

【免除手続について】

受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。

免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

【申込について】

役場1階税務住民課で罹災証明書発行後、直接NHK（ホームページまたは郵送）でお手続きください。

-
- | | | | |
|---|-----------------|--------------|-----------------|
| ① | 羽咋農林事務所 地域農業振興課 | 0767-22-0001 | 農業・畜産業・林業に関すること |
|---|-----------------|--------------|-----------------|
-
- | | | | |
|---|-------------|--------------|----------|
| ② | 石川県漁業協同組合本所 | 076-237-8815 | 漁業に関すること |
|---|-------------|--------------|----------|
-

【対象となる方】

令和8年8月27日豪雨で被害を受けた農林漁業者

【受付時間】

9時から17時（①土日・祝日も対応。②業務日のみ）

601 被災に関する困りごと各種相談

総務課兼復興推進室 0767-29-8210

宝達志水町では、「令和8年8月27日からの大雨」の発生を受けて、被災者支援総合窓口を開設しています。被災された町民の皆さんからどのような支援を受けられるかなど、震災に関する相談を受け付けいたします。

【開設日時】

平日 午前9時から午後5時まで

【開設場所】

宝達志水町役場庁舎 2階 総務課兼復興推進室

602 生活支援窓口案内ガイドブック

石川行政評価事務所 076-222-5232

石川行政評価事務所では、令和8年8月27日からの大雨により被災された皆様への情報提供のために『生活支援窓口案内（ガイドブック）』を作成しています。

情報提供の最新内容については、下記 web サイトをご確認ください。（随時更新されています。）

石川県行政評価事務所ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>



603 被災者支援相談

石川県司法書士会

へるぷねっといしかわ(電話無料相談)

076-292-8133

平日 午後1時～4時

石川県司法書士会

076-291-7070

【相談内容】

○空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費、給与未払いなど

【面接無料相談】(要予約)

○事前に電話でご予約していただければ、司法書士に直接あってあなたのお悩みを相談することもできます。

《予約専用ダイヤル》076-291-7070

能登地区：随時受付、平日9時から17時

604 消費生活相談

石川県消費生活支援センター	(専用ダイヤル) 076-255-2120	平日 9時～17時
---------------	-----------------------	-----------

	全国共通の電話番号【188】	
消費者ホットライン	※お近くの地方公共団体の 消費生活相談窓口を案内します	平日 9時～17時

大雨災害に便乗した犯罪に注意してください!

盗難被害も増加しますので、自宅の玄関や窓、車のカギをかけましょう。

【相談内容】

- ・屋根の無料点検後、雨漏りをすると不安をあおられ高額な契約をさせられたり、高額修理代金の請求をされるケース。
 - ・家屋修理の保険金請求を代行すると持ちかけられ、高額な報酬の請求トラブル
 - ・保険金が使えたと勧誘する住宅修理サービスのトラブル。
 - ・義援金や見舞金がもらえるといった電話がかかり、口座番号を教えてしまった。
 - ・ボランティアを名乗った見知らぬ人が突然家に来た。
- ボランティアの依頼は宝達志水町災害ボランティアセンター（☎090-7492-6093）まで

605 健康相談・こころの相談

健康づくり推進室

0767-23-4545

先の見えない不安や生きづらさを感じるなど、さまざまな体やこころの悩みに、精神保健福祉士、保健師などが寄り添って、一緒に解決できる方法を探します。

【電話・来所・訪問相談】

宝達志水町 体とこころの健康相談	0767-23-4545	平日 8時30分～17時15分 (年末年始除く)
------------------	--------------	-----------------------------

【電話相談】

被災者こころの相談ダイヤル	0120-333-247 (フリーダイヤル)	平日 9時～13時 13時～16時 (年末年始除く)
---------------	---------------------------	----------------------------------

石川県能登中部保健センター	0767-53-6894	平日 8時30分～17時45分 (年末年始除く)
---------------	--------------	-----------------------------

【対象となる方】

大雨により被災された方または支援者

宝達志水町ホームページ 『こころの相談窓口』

https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/iryo_kenko_fukushi/l/2789.html

石川県ホームページ 『災害時のこころのケア（石川こころのケアセンター）』

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/saigai.html>

606 被災者支援無料電話相談

金沢弁護士会

080-8995-9483

平日 10時～16時
(12時～13時除く)

令和8年8月豪雨災害で被災された方の相談を受付けております。小さなことでも不安がありましたら、ご相談ください。

【相談内容】

- ・罹災証明書の判定に納得がいかない。
- ・今後の生活が不安、使える制度は？
- ・被災後の車の相談がしたい。

電話受付後、金沢弁護士会担当弁護士が、折り返しのお電話をして、相談に応じます。

701 証明書等手数料の免除

税務住民課	0767-29-8120	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
	0767-29-8150	○	○	○	○	○	○

令和8年8月27日からの大雨被害を受けた方が、生活再建に必要な手続きに利用する各種証明書等（住民票や税証明書など）の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

令和8年8月27日からの大雨で被災された方

※被災自治体が発行した「罹（被）災証明書」または「罹災届出書」等の提示が必要です。

【使用目的】

令和8年8月27日からの大雨による被災に伴う生活再建に関する手続きに使用するものに限りします。

（保険の請求、融資、公的機関の援助を受ける手続き、公営住宅の入居手続き等）

※「証明書交付請求（申請）書」の使用目的欄または口頭により確認します。

【減免の対象となる証明書の種類】

◆住民係

- 1 住民票の写し
- 2 印鑑登録証明書
- 3 印鑑登録証の交付及び再交付
- 4 マイナンバーカードの再交付
- 5 戸籍（除籍）謄本等

◆税務係

- 1 所得証明
- 2 所得課税証明・世帯
- 3 課税（非課税）証明
- 4 資産（無資産）証明
- 5 評価証明
- 6 公課証明
- 7 固定資産名寄帳
- 8 納税証明
- 9 その他手続きに必要な証明

【申請に必要なもの】

- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・被災自治体が発行した「罹（被）災証明書」または「罹災届出書」等
- ・委任状（代理人による申請の場合）

【注意事項】

- ・コンビニ交付サービス及び住民票の写しの広域交付で交付する証明書は有料です。
- ・罹（被）災証明書等の交付前に、有料で受け付けた証明書の手数料は返金できません。